

大分大学医学部教育情報分析室細則

令和2年12月10日制定
令和2年医学部細則第3-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分大学医学部（以下「本学部」という。）の教育プログラムのモニタ及び評価並びに評価結果をカリキュラムに反映するため、教育に関するデータ及び情報の収集、管理、分析等を行うことを目的として設置する、大分大学医学部教育情報分析室（以下「分析室」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 分析室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学部の教育に関するデータ及び情報の収集及び管理に関すること。
- (2) 本学部の教育に関するデータ及び情報の分析に関すること。
- (3) 本学部の教育プログラムのモニタ、評価等に資するデータ及び情報の提供に関すること。
- (4) その他本学部の教育に係るデータ及び情報の収集、管理、分析等に関し必要な事項

(構成)

第3条 分析室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員 若干人
- (4) その他室長が必要と認める者

(室長)

第4条 室長は、医学部長の命を受け、分析室の業務を総括する。

2 室長は、医学部長が指名する者を持って充てる。

(副室長)

第5条 副室長は、室長を補佐し、室長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

2 副室長は、医学部長が指名する者を持って充てる。

(室員)

第6条 室員は、第2条各号に規定する分析室の業務を行う。

2 室員は、医学部長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第7条 分析室の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、分析室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年12月10日から施行する。